

香川縣市町の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

平成16年6月23日

条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条第1項の規定に基づき、香川縣市町総合事務組合規約別表第2の左欄第9号に掲げる事務を共同処理する構成団体（以下「構成団体」という。）が設置する学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(補償の実施)

第2条 管理者は、この条例で定める補償の実施の責に任ずる。

2 構成団体の長は、学校医等について公務と認められる災害が発生した場合には、すみやかにその旨を管理者に報告しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による災害が公務により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときには、すみやかに当該構成団体の長を経由して、補償を受けるべき者に通知しなければならない。

4 前項の災害の認定については、香川縣市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例（平成16年条例第9号）第3条第4項の規定を準用する。

(認定委員会)

第3条 認定委員会については、香川縣市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例第4条の規定を準用する。

(補償の範囲、金額、支給方法等)

第4条 補償の範囲、金額、支給方法その他補償に関し必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和32年政令第283号）の規定の例による。

(報告、出頭等)

第5条 管理者は、補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告させ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

(規則への委任)

第6条 この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年7月1日から施行する。